

売買契約書、賃貸借契約書を用いて 固定資産課税台帳記載事項証明交付申請を される場合の留意事項

なりすましなどによる不正な証明書の取得を防止し、納税者の個人情報保護のため、売買契約書、賃貸借契約書を用いて固定資産課税台帳記載事項証明書及び固定資産課税台帳閲覧を申請される場合、次の要件を満たしている必要があります。ご確認くださいませようお願い致します。

売買契約書

1. 固定資産の表示（登記簿上の地番が必要）、登記手続きの日、売主・買主の記名押印があること（仲介業者からの申請の場合は仲介業者の記名押印も必要）。
2. 売買契約書で定められている登記手続きの日以前であること。
3. 売買契約書を締結した売主が納税義務者以外の場合は、その旨を確認できる委任状等の提示が必要です。
4. 売買契約書を締結した売主が、尼崎市で登録されている住所（所在地）、氏名（名称）と異なる場合は、その旨を確認できる書類の提示が必要です。
5. 売買契約書における仲介業者の代表者又は従業員が来庁され、固定資産課税台帳記載事項証明書の交付申請をされる場合には、当該法人の代表者又は従業員であることを証する書類（登記簿、社員証等）の提示等が必要です。その場合、その方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）の提示も必要です。
6. 買主の代理人が証明書を申請する場合は委任状が必要です。

※上記記載の書類をご準備できない場合は、納税義務者からの委任状又は、
登記簿謄本（買主に所有権移転登記が完了した後のもの）をご準備ください。

賃貸借契約書

1. 固定資産の表示（登記簿上の地番が必要）、賃料の記載、契約期間の記載、貸主・借主の記名押印があること。
2. 賃貸借契約書の契約期間内であること。契約書内の契約期間が過ぎているが更新している場合は、その旨を確認できる書類又は、現在も賃料を支払いしていることがわかる書類（直近3回分）の提示が必要です。
3. 賃貸借契約書を締結した貸主が、納税義務者以外の場合は、その旨を確認できる委任状等の提示が必要です。
4. 賃貸借契約書を締結した貸主が、尼崎市で登録されている住所（所在地）、氏名（名称）と異なる場合は、その旨を確認できる書類の提示が必要です。
5. 賃貸借契約書の契約事項を変更されている場合、その旨を確認できる書類の提示が必要です。
6. 取り扱い窓口は税務管理課窓口（市役所本庁）のみです。

※上記記載の書類を準備できない場合は、納税義務者からの委任状をご準備ください